

未来につなげる「住まいの輪」促進事業補助金交付要綱

平成30年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、東神楽町内にある既存住宅を良質な住宅ストックにすることで今後想定される空き家への対策や新たな住民となる移住希望者への対応を図るとともに、子育て世帯、高齢者世帯にやさしい住まいづくりを推進し、将来推計人口を維持するために、予算の範囲内で交付する未来につなげる「住まいの輪」促進事業（以下「補助事業」という。）について、東神楽町補助金等交付規則（昭和53年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 既存住宅 第14条の規定による申込みをするときに東神楽町に現存する戸建て、長屋及び併用住宅（店舗併用住宅で店舗等の用途に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のものを含む）をいう。

(2) 耐震性を満たさない住宅 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て、長屋、併用住宅（店舗併用住宅で店舗等の用途に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のものを含む。）及び共同住宅で耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断されたものをいう。

(3) 中古住宅 既存住宅で東神楽町不動産物件流動促進事業要綱第5条に基づく登録物件情報を縦覧に供するとともに、ホームページ等に掲載している住宅をいう。

(4) 耐震診断 次のいずれかに該当する既存住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日付け国土交通省告示184号別添）」第一に規定する建築物の耐震診断の指針による耐震診断

イ 国土交通省が上記アの指針と同等以上の効力を有すると認めた方法（「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針に係る認定について（平成17年7月5日住指第902号）」）による耐震診断

ウ 上記ア及びイに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(5) 耐震改修工事 耐震診断の結果により、倒壊の危険性があると判断された耐震性を満たさない住宅の耐震改修工事で、その内容が耐震関係規定又は、地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合してい

ること。

(6) ZEH水準 強化外皮基準 (住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号) 第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準 (結露の発生を防止する対策にかんする基準を除く。)) を満たし、かつ、再生可能エネルギーを除いた1次エネルギー消費量が省エネ基準から20%削減となる省エネ性能水準をいう。)

(7) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) 第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(8) 省エネ設計 断熱性能等級 (UA値) 及び一時エネルギー消費性能等級 (BEI) に係る設計及び評価をいう。

(9) 高効率設備 次に該当する設備をいう。

ア 高断熱浴槽 JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」とする。

イ 潜熱回収型ガス給湯機 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94%以上のもの

(イ) 給湯単能器及びふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.4%以上のもの

ウ 潜熱回収型式給湯器 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上のもの

(イ) 石油給湯器の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3%以上のもの

(ウ) 石油給湯器の貯湯式にあつては、モード熱効率が74.6%以上のもの

エ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 次の全てに該当するものであること。

(ア) 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムであること。

(イ) 貯湯タンクを持つものであること。

(ウ) 年間給湯効率 (JGKAS A705) が102%以上であること。

オ 節湯水栓 JIS B2061:2017に規定する「節湯型」の水栓と同等以上の機能を有すること。

カ 燃料電池システム 燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種 (燃料電池発電ユニットの後付けも可) であること。

- キ コージェネレーション設備 次のいずれかに該当するものであること。
- (ア) 燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種（燃料電池発電ユニットの後付けも可）であること。
 - (イ) ガスエンジン給湯器・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準（JIS B 8122に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準LHV基準）で80%以上のもの
- ク 空気清浄機能・換気機能付きエアコン 次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能又は換気機構を有するエアコン
- (ア) 国、地方公共団体又は独立行政団体が運営する試験機関
 - (イ) 国、地方公共団体又は独立行政団体から認可等を受けた試験機関
 - (ウ) 法令又は条例に基づく試験等を国、地方公共団体又は独立行政団体から受託している試験機関
- ケ LED照明 LEDを光源とする照明器具
- コ 節水型トイレ JIS A 5207に規定するⅡ形大便器で使用水量6.5ℓ以下のもの
- (10) 子育て世帯 中学生以下の子どもがいる世帯（出生前で母子手帳の交付を受けている場合を含む。）をいう。
 - (11) きた住まいるメンバー きた住まいる制度要綱第2（1）で定める要件を満たし、登録された事業者をいう。
 - (12) 着手前 第4条第1項第1号から第5号は着工前とし、同項第6号は売買契約締結前をいう。
- (補助事業対象者)

第3条 補助事業の対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 東神楽町内にある住宅に居住している又は住宅を取得後、居住することが明らかな者
- (2) 東神楽町の収納事務に係る滞納がない者
- (3) 他の補助事業等において重複して補助金等の受給をしていないこと

(補助事業の対象)

第4条 補助事業の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) ZEH水準化工事
- (2) 省エネ基準化工事
- (3) バリアフリー化工事
- (4) 耐震改修工事
- (5) 住宅建替支援事業

(6) 中古住宅の円滑な流通支援事業

(7) 省エネ機器設置工事

(8) 太陽光発電・蓄電池設置工事

2 前項各号の事業については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に明らかな違反がないこと。

3 町長は、特段の事情への配慮が必要と認められる場合は、補助事業の対象に係る要件の一部を免ずることができる。

(ZEH水準化工事)

第5条 ZEH水準化工事としての補助事業は、既存住宅において次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) ZEH水準を満たす省エネ設計及び工事

(2) 表示基準別表2-1に規定する1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）及び1-2耐震等級（構造躯体の損傷防止）に定められている耐震性能等級3に該当する工事

2 ZEH水準化工事の補助事業対象経費は、前項に係る経費とする。

(省エネ基準化工事)

第6条 省エネ基準化工事としての補助事業の対象は、既存住宅において、次に全ての要件を満たすものとする。

(1) 省エネ基準を満たす省エネ設計及び工事

(2) 表示基準別表2-1に規定する1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）及び1-2耐震等級（構造躯体の損傷防止）に定められている耐震性能等級1相当に該当する工事

2 省エネ基準化工事の補助事業対象経費は、前項各号に係る経費とする。

(バリアフリー化工事)

第7条 バリアフリー化工事としての補助事業の対象は、既存住宅において表示基準別表2-1に規定する9-1高齢者等配慮対策等級（専用部分）及び9-2高齢者等配慮対策等級（共用部分）に定められている高齢者等配慮対策等級3以上に該当する工事とする。

2 バリアフリー化工事の補助事業対象経費は、前項の工事のみに係る経費とする。ただし、補助対象経費が20万円以上の工事とする。

(耐震改修工事)

第8条 耐震改修工事としての補助事業の対象は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 耐震改修工事としての補助事業の対象は、自ら居住の用に供している耐震性を満たさない住宅の耐震改修工事又は耐震性能を満たさない住宅の建替えに伴

う解体工事とする。

(2) 耐震改修工事又は解体工事を行おうとする者が、自ら居住の用に供している耐震性を満たさない住宅で、建築物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）による区分所有者の住宅にあつては、耐震改修工事等について建築物の区分所有等に関する法律第3条の規定に基づく管理組合の議決等を経ていること。

(3) 耐震性を満たさない住宅で、共同住宅にあつては、次に掲げる要件すべてに該当するものとする。

ア 北海道建築士事務所協会に設置されている「建築物耐震診断評定委員会」において耐震診断結果が確認されていること。

イ 財団法人北海道建築指導センターに設置されている「建築物耐震診断評定委員会」において評定を受けた耐震改修計画に基づく工事であること。

ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けて耐震化を行うもの又は建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定を受けて耐震改修を行うもの

2 耐震改修工事の補助事業対象経費は、前項第1号の工事のみに係る経費とする。

（住宅建替支援事業）

第9条 住宅建替支援事業としての補助事業の対象は、補助を受けようとする者が自ら居住の用に供する住宅（自ら居住の用に供するため取得する住宅を含む）を建替える工事とする。

2 住宅建替支援事業の補助対象経費は前項の工事のみに係る経費とする。

（中古住宅の円滑な流通支援事業）

第10条 中古住宅の円滑な流通支援事業としての補助事業の対象は、次の要件を満たすものとする。

(1) 買主は、自ら居住の用に供する住宅を購入する場合

(2) 宅地建物取引業者以外の者

（省エネ機器設置工事）

第11条 省エネ機器設置工事としての補助事業の対象は、次の機器を設置する工事とする。

(1) 高断熱浴槽

(2) 電気ヒートポンプ

(3) 潜熱回収型ガス給湯機

(4) ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機

(5) 節湯水栓

- (6) 燃料電池システム
 - (7) コージェネレーション設備
 - (8) 空気清浄機能・換気機能付きエアコン
 - (9) LED照明
 - (10) 節水型トイレ
- (太陽光発電・蓄電池設置工事)

第12条 太陽光発電・蓄電池設置工事としての補助事業の対象は、次の要件をみたすものとする。

- (1) 太陽光発電は次のすべての要件を満たすものとする。
 - ア 蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅において消費されること。
 - イ 太陽電池モジュールの合計出力が10kw未満の設備であること。
 - ウ 余剰型配線であること。
 - エ 電力会社の電力系統に連系できること。
 - (2) 定位用蓄電池は次のすべての要件を満たすものとする。
 - ア 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。
 - イ 蓄電容量が17.6kWh未満であるもの。
 - ウ 電力会社の電力系統に連系できること。
- (補助金額等)

第13条 ZEH水準化工事に係る補助金額は次に掲げるものとする。

- (1) 第5条第2項に規定する省エネルギー化工事の補助事業対象経費の30パーセント
 - (2) 補助金額が150万円を超える場合は150万円
- 2 省エネ基準化工事に係る補助金額は次に掲げるものとする。
- (1) 第6条第2項に規定する省エネルギー化工事の補助事業対象経費の30パーセント
 - (2) 補助金額が60万円を超える場合は60万円
- 3 バリアフリー化工事に係る補助金額は次に掲げるものとする。
- (1) 第7条第2項のバリアフリー化工事の補助事業対象経費の30パーセント
 - (2) 補助金額が10万円を超える場合は10万円
- 4 耐震改修工事に係る補助金額は次に掲げるものとする。
- (1) 第8条第2項の耐震改修工事に規定する補助事業対象経費が20万円未満の場合は当該経費の額
 - (2) 第8条第2項の耐震改修工事の補助事業対象経費が20万円以上200万円未満の場合は20万円

- (3) 第8条第2項の耐震改修工事の補助事業対象経費が200万円以上300万円未満の場合は、当該経費の10パーセント
 - (4) 第8条第2項の耐震改修工事の補助事業対象経費が300万円以上場合は30万円
 - 5 耐震性を満たさない住宅の解体工事に係る補助金額は次に掲げるものとする。
 - (1) 第8条第2項の解体工事の補助事業対象経費が150万円未満の場合は当該経費の10パーセント
 - (2) 補助金額が15万円を超える場合は15万円
 - 6 住宅建替支援事業に係る補助金額は次に掲げるものとする。
 - (1) 第9条第2項の解体工事の補助事業対象経費の10パーセント
 - (2) 補助金額が10万円を超える場合は10万円
 - 7 中古住宅の円滑な流通支援事業に係る補助額は、中古住宅の売買契約を締結した場合東神楽町商工会商品券を、売主に5万円分、買主に15万円分贈呈するものとする。
 - 8 省エネ機器設置工事に係る補助額は、次に掲げるものとする。
 - (1) 第11条に掲げる省エネ機器設置工事の補助事業対象経費の50パーセント
 - (2) 補助金額が50万円を超える場合は50万円
 - 9 太陽光発電・蓄電池設置工事に係る補助額は、次に掲げるものとする。
 - (1) 第12条に掲げる太陽光発電・蓄電池設置工事の補助事業対象経費の50パーセント
 - (2) 補助金額が30万円を超える場合は30万円
 - 10 第1項から第6項に規定する補助金額のほか、次の各号の要件を満たす場合、当該各号に定める金額を補助金額に加算する。
 - (1) 子育て世帯の場合 10万円
 - (2) きた住まいるメンバーが設計又は、工事を施工した場合 10万円
 - 11 第1項から第6項及び第9項並びに第10項までの補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(補助金の申込み)
- 第14条 補助金の交付を受けようとする者は、着手前に未来につなげる「住まいの輪」促進事業補助金申込書(別記第1号様式の1又は別記第1号様式の2。以下「申込書」という。)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 ZEH水準化工事に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。
 - (1) ZEH水準化工事及び省エネ基準化工事計画書(別記第2号様式)
 - (2) 位置図、配置図、平面図、立面図等(工事内容の詳細が把握できるもの)

- (3) Z E H水準化工事費見積書（補助対象経費が分かるもの）
 - (4) 外観写真2面以上（既存住宅）
 - (5) 計画建築物がZ E H水準を満たしていることが分かる証明書（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書）
 - (6) 耐震性能等級3以上を示す資料（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書）
- 3 省エネ基準化工事に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。
- (1) 省エネルギー化工事計画書（別記第2号様式）
 - (2) 位置図、配置図、平面図、立面図等（工事内容の詳細が把握できるもの）
 - (3) 省エネ基準化工事費見積書（補助対象経費が分かるもの）
 - (4) 外観写真2面以上（既存住宅）
 - (5) 計画建築物が省エネ基準を満たしていることが分かる証明書（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書）
 - (6) 耐震性能等級1以上を示す資料（建築基準法第6条第1項に規定する建築確認済証の写し）
 - (7) 誓約書
 - (8) 前条第10項第1号に規定する補助金額の加算を受ける場合は、入居者一覧報告書（別記第8号様式）
 - (9) 前条第10項第2号に規定する補助金額の加算を受ける場合はきた住まいのメンバー登録証の写し
 - (10) その他必要なもの
- 4 バリアフリー化工事に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。
- (1) バリアフリー化工事計画書（別記第3号様式）
 - (2) 位置図、配置図、平面図、立面図、詳細図等（工事内容の詳細が把握できるもの）
 - (3) バリアフリー化工事費見積書（補助対象経費が分かるもの）
 - (4) 該当する箇所の写真
 - (5) 誓約書
 - (6) 前条第10項第1号に規定する補助金額の加算を受ける場合は、入居者一覧報告書（別記第8号様式）
 - (7) 前条第10項第2号に規定する補助金額の加算を受ける場合は、きた住まいのメンバー登録証の写し
 - (8) その他必要なもの
- 5 耐震改修工事に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。
- (1) 耐震改修計画書（補強）（別記第4号様式）

- (2) 耐震診断報告書の写し
 - (3) 位置図、配置図、平面図、立面図等（工事内容の詳細が把握できるもの）
 - (4) 補強後の想定耐震診断報告書
 - (5) 耐震改修工事費見積書（補助対象経費が分かるもの）
 - (6) 外観写真2面以上（耐震性を満たさない住宅のもの）
 - (7) 誓約書
 - (8) その他必要なもの
- 6 耐震性を満たさない住宅の解体工事に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。
- (1) 耐震改修計画書（解体）（別記第5号様式）
 - (2) 耐震診断報告書の写し
 - (3) 位置図
 - (4) 外観写真2面以上（耐震性を満たさない住宅のもの）
 - (5) 建築基準法第6条第1項に規定する建築確認済証の写し（新築住宅のもの）
 - (6) 新築に係る工事請負契約書
 - (7) 前条第10項第1号に規定する補助額の加算を受ける場合は、入居者一覧報告書（別記第8号様式）
 - (8) 前条第10項第2号に規定する補助額の加算を受ける場合はきた住まいのメンバー登録証の写し
 - (9) 誓約書
 - (10) その他必要なもの
- 7 住宅建替支援事業に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。
- (1) 住宅建替計画書（別記第6号様式）
 - (2) 外観写真2面以上（耐震性を満たしていない住宅のもの）
 - (3) 建築基準法第6条第1項に規定する建築確認済証の写し（新築住宅のもの）
 - (4) 新築に係る工事請負契約書
 - (5) 前条第10項第1号に規定する補助額の加算を受ける場合は、入居者一覧報告書（別記第8号様式）
 - (6) 前条第10項第2号に規定する補助額の加算を受ける場合はきた住まいのメンバー登録証の写し
 - (7) 誓約書
 - (8) その他必要なもの
- 8 中古住宅の円滑な流通支援に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。
- (1) 登記事項証明書（売主が確認できるもの）
 - (2) 外観写真2面以上（中古住宅のもの）

- (3) 誓約書
- (4) その他必要なもの

9 省エネ機器設置工事に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。

- (1) 省エネ機器設置工事計画書（別記第7号様式）
- (2) 省エネ機器に係る請負契約書の写し
- (3) 見積書（契約内容がわかるもの）の写し
- (4) 第11条各号に規定する機器であることがわかるもの
- (5) 誓約書
- (6) その他必要なもの

10 太陽光発電・蓄電池設備工事に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。

- (1) 太陽光発電・蓄電池設備工事計画書（別記第7号様式）
- (2) 太陽光発電・蓄電池設備に係る請負契約書の写し
- (3) 見積書（契約内容がわかるもの）の写し
- (4) 第12条各号に規定する機器であることがわかるもの
- (5) その他必要なもの

11 町長は、第1項から前項の申込書を受理した時は、その内容を審査し、その結果を未来につなげる「住まいの輪」促進事業審査結果通知書（別記第9号様式。以下「審査結果通知書」という。）により申込者に通知する。

12 町長は、第1項から前項の申込みを受理した後、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申込者はこの現地調査等に協力しなければならない。

（申込み内容の変更・取消）

第15条 申込み内容に次の各号の一に該当する変更が生じたときは、未来につなげる「住まいの輪」促進事業補助金申込（変更・取消）届（別記第10号様式）を町長に提出しなければならない。

- (1) 施工業者の変更
- (2) 補助金額の変更
- (3) 工事（売買）の中止

2 町長は前項の届出を受理したときは、その内容を審査し、その結果を未来につなげる「住まいの輪」促進事業内容変更承諾書（別記第11号様式）により申込者に通知する。

（補助金の交付申請）

第16条 第14条の規定による申込みを行い補助対象として適当であることの通知を受けた申込者で、工事を完了したもの又は売買契約を締結したものは、補助金の交付申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請は、未来につなげる「住まいの輪」促進事業補助金交付申

請書（別記第12号様式の1又は別記第12号様式の2。以下「申請書」という。）
に關係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 3 ZEH水準化工事に係る關係書類は次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 工事完了後の建築物が省エネ基準に適合していること示す証明書（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書）
 - (2) 耐震性能等級3に適合していること示す証明書（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書）
 - (2) 施工状況写真（工事内容が確認できるもの）
 - (3) 完成写真
 - (4) 工事請負契約書の写し
 - (5) その他必要なもの
- 4 省エネ基準化工事に係る關係書類は次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 工事完了後の建築物が省エネ基準に適合していること示す証明書（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書）
 - (2) 施工状況写真（工事内容が確認できるもの）
 - (3) 完成写真
 - (4) 工事請負契約書の写し
 - (5) その他必要なもの
- 5 バリアフリー化工事に係る關係書類は次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 完成写真
 - (2) 工事請負契約書の写し
 - (3) その他必要なもの
- 6 耐震改修工事に係る關係書類は次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 改修工事後の耐震診断報告書
 - (2) 竣工図（工事内容が確認できるもの）
 - (3) 施工状況写真（工事内容が確認できるもの）
 - (4) 完成写真
 - (5) 工事請負契約書の写し
 - (6) その他必要なもの
- 7 耐震性を満たさない住宅の解体工事に係る關係書類は次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 建築基準法第7条第5項の完了検査済証の写し（新築住宅の場合のみ）
 - (2) 完成写真（整地後及び新築住宅の建設が確認できるもの）
 - (3) 解体工事請負契約書の写し
 - (4) 産業廃棄物管理表の写し

(5) その他必要なもの

8 住宅建替支援事業に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。

(1) 建築基準法第7条第5項の完了検査済証の写し（新築住宅の場合のみ）

(2) 完成写真（整地後及び新築住宅の建設が確認できるもの）

(3) 解体工事請負契約書の写し

(4) 産業廃棄物管理表の写し

(5) 第13条第8項第2号に規定する補助金額の加算を受ける場合、場合きた
住まいるサポートシステム登録証写し

(6) その他必要なもの

9 中古住宅の円滑な流通支援に係る関係書類は、次の各号に該当するものをいう。

(1) 売買契約書の写し

(2) 登記事項証明書（買主が確認できるもの）

(3) 住民票写し（買主の場合のみ）

(4) その他必要なもの

（補助金の交付決定及び交付）

第17条 町長は前条の規定による申請書及び関係書類が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査したうえで、補助金の交付を決定する。また、未来につなげる「住まいの輪」促進事業補助金交付決定通知書（別記第13号様式）により申請者に通知し補助金の交付を行うものとする。

（補助金の返還）

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の内容又はこれに付された条件、規則、交付要綱若しくは、これに基づく町の処分に違反したときは、町長は補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させるものとする。

（書類の保管）

第19条 この事業に関する書類は、事業完了後5年間保存するものとする。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。